

平成25年(ワ)第696号 原発運転差止め請求事件
原告 辻 義則 外56名
被告 関西電力株式会社

準備書面(67)

2019年12月3日

大津地方裁判所民事部合議B口係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 井戸 謙一

同 菅 充行

同 高橋 典明

同 吉川 実

同 加納 雄二

同 田島 義久

同 崔 信義

同 定岡 由紀子

同 永芳 明

同 藤木 達郎

同 渡 辺 輝 人

同 高 橋 陽 一

同 関 根 良 平

同 森 内 彩 子

同 杉 田 哲 明

同 石 川 賢 治

同 向 川 さゆり

同 石 田 達 也

同 稲 田 ますみ

弁護士井戸謙一復代理人

同 河 合 弘 之

同 甫 守 一 樹

同 池 田 直 樹

本書面では、昨今、被告において明らかになった金品受領問題を取り上げ、原発事業にも通じる被告の安全意識の欠如、コンプライアンス意識の低さ等について述べる。

第1 関西電力の金品受領問題等

1 問題発覚の端緒

高浜原子力発電所の所在地である福井県高浜町の建設会社吉田開発株式会社（以下、「吉田開発」という）が、平成30年1月、金沢国税局の税務調査を受けたことを機に、被告役員ら20人が高浜町の元助役の故・森山栄治氏から多額の金品を受領したことが発覚した。

これに関連して、報道や報告書（以下、「関電報告書」という。甲全第579号証）から次のような事実が明らかになっている。

2 森山氏への対応

森山氏は、高浜町の元助役で、高浜原子力発電所の誘致、地元の取りまとめ等に深いかかわりを持っていたとされる。同人は高浜町で絶大な影響力を持っていたとされ、被告は、そのような森山氏を利用し、「地元対策」として、原発反対派の封じ込めや利権の分配をさせていたとの報道もある。

令和元年10月2日に公表された関電報告書（甲全第579号証）によると、森山氏は、些細なことで急に怒り出し、被告の担当者を恫喝し、金品を受け取らせていたという。

森山氏に対しては、過去からの慣例で、被告幹部が多数出席し、年始会、お花見会、お誕生日会などを開催することとされ、森山氏の機嫌を損ねないように慎重に対応がされていた。

3 受け取った金品について

(1) 被告の発表によると、八木誠会長、岩根茂樹社長、豊松秀己元副社長を含む20人が、2017年7月までの7年間に、森山氏から3億1845万円相当の金品を受領していた（別表1）。受け取った金品には、現金・商品券のほか金貨・金杯・小判型の金、さらにスーツ仕立券なども含まれていたという。また、1回で現金1000万円を受け取ったケースもあった。受取総額が多いものを挙げると、鈴木聡常務執行役員が1億2367万円、豊松元副社長が1億1057万円であり、両名はいずれも原子力事

業本部の本部長・副本部長であった。

森山氏と被告幹部の金品の授受は、1990年代から20年以上にわたって続いていたと報道されている。関電報告書（甲全第579号証）で指摘されている時期よりも前から森山氏と被告幹部の関係は続いていたとされる。

(2) 被告本社のみならず被告支社や関連会社でも同様の問題が生じていた。

京都市内に住んでいた森山氏は、京都支社と交流があり、3人の副社長に計260万円相当の現金や商品券、スーツ仕立券を渡していた。当該3人は、被告が金品受領を認めた20人に含まれるが、役員ではないため名前は非公表で、社内処分もされていない。

また、被告の子会社である関電プラントの元役員も、「合わせて100万円にはいかない額」の商品券を受け取ったと報道されている。

(3) なお、森山氏から受領した金品等の総額について、被告の調査委員会は保管されていた金品などから、総額3億1845万円相当と算出しているが、算出根拠は調査対象者の「記憶」に基づく申告が多かった。

そのため、受領した金品等の総額の信用性は低く、今後、第三者委員会の調査等により、実際の受取額はさらに膨らむ可能性がある。

4 「原発マネー」の還流疑惑

(1) 被告が森山氏に関連する会社（吉田開発等）に原発関連事業の工事を発注し、当該会社から森山氏に対し工事受注手数料などとして金銭が提供され、森山氏から被告幹部らに金品が提供されるという形で、「原発マネー」が還流していたのではないかと報道されている。

(2) 森山氏が顧問だったとされる吉田開発への発注額は、平成25年度から平成30年度までの6年間で約64億7000万円に上ったという。

年度別の内訳は、別表2のとおりであり、直接発注の合計は7億4000万円、間接発注の合計は57億3000万円となる。しかも、別表2から明らかなおおり、吉田開発への発注額は年々増加し続けていた。

また、森山氏が相談役を務めていた兵庫県高砂市のメンテナンス会社「柳田産業」は、平成26年度から平成30年度に被告側から約149億4000万円を受注していたとみられるとの報道もある。

なお、関電報告書（甲全第579号証）の末尾には、「吉田開発への直

接発注案件リスト」なる一覧表が添付されているが、全面マスクングがなされていた。そのため、どのような金額で吉田開発へ発注がなされていたかなどの詳細は、全く明らかにされていない。

- (3) そして、被告から原発関連工事の発注を受けていた吉田開発は、森山氏に対して、手数料として約3億円を提供していたとされる。

そうすると、①被告が原発関連工事を発注し吉田開発へ工事費を支払い、②吉田開発が森山氏に手数料約3億円を支払い、③森山氏が被告側に3億1845円相当を提供するという構図ができあがる（別図1）。そもそも、町の一助役にすぎない森山氏が3億円を超える金品を供与できるだけの資力があつたこと自体が不自然であり、このような環流があつたと考える方が自然である。

5 被告から森山氏への情報提供

- (1) 報道によれば、平成26年9月から平成29年12月までの間、吉田開発が受注した原子力事業本部の発注工事計113件のうち、7割以上の83件で被告側が森山氏に工事情報を提供していたことが明らかになっている。

- (2) 関電報告書（甲全第579号証）においても、森山氏が「立地地域の有力者」であることから、情報提供を行っていたことが明らかになっている。

原子力事業本部は平成26年9月1日から平成29年12月31日までに、吉田開発に22件の工事を直接発注し、16件で情報を提供していた。また、総合建設会社などを元請けとして吉田開発に間接発注された91件の工事のうち、67件でも工事情報が伝達されていた。

情報提供については、①森山氏から被告側に面談要請、②総務部長らを通じて関係部署に報告する情報がないか確認、③工事物量や概算額を算出したり元請け業者から聞き取ったりして工事概算を取りまとめ、④対応者が資料を森山氏に手渡す等手厚い対応を行っていた。

- (3) なお、関電報告書（甲全第579号証）では、森山氏の金品提供と情報提供の関連性は否定している。すなわち、森山氏が情報提供日に限らず面談時にはかなりの頻度で金品を持ってきていたことを理由に、情報提供と金品との関連性を意識しておらず、情報提供の見返りとして金品が提供されていたという認識がなかったとされているのである。

6 「特命発注」

吉田開発に同社が主業務とする土木建築工事以外にも、原発の工事用資機材を置くための所有地の賃貸借や原発構外施設の巡回業務の契約を、入札を伴わない「特命発注」で結んでおり、吉田開発への特別扱いが常態化していた。

被告京都支社では、平成26年9月から平成29年12月までの期間、入札がない「特命発注」で吉田開発が計8件を受注していた。吉田開発は、福井県や京都府北部にある被告社宅や配電営業所などの社宅のほか、水道水を溜めるタンクの工事などを受注した。

なお、当該「特命発注」が行われた時期は、被告が東京電力福島第1原発事故後に停止した原発の再稼働を目指した時期と重なる。

7 被告子会社への顧問就任

(1) 報道では、森山氏からの金銭授受に関連する問題として、森山氏および高浜町長であった浜田倫三氏による被告子会社への顧問就任問題も明らかになっている。

(2) 森山氏は、昭和44年に当時の高浜町長であった浜田氏から招聘を受けて高浜町に勤務することとなり、昭和52年から助役を務めた。浜田氏は、昭和37年から5期20年にわたって高浜町長を務めていた人物であり、高浜原子力発電所1, 2号機の誘致に尽力し、昭和55年に3, 4号機の設置の許可がなされ、その後昭和57年に町長を退いた。

この森山氏・浜田氏両名が、被告子会社の顧問に就任していたのである。

すなわち、森山氏は、昭和62年から平成30年までの30年以上にわたり、被告子会社の「関電プラント」の顧問を務めていた。浜田氏も、町長を退任した翌58年から平成17年までの20年以上、被告子会社の「環境総合テクノス(旧・関西総合環境センター)」の顧問を務めていた。当然、契約は毎年更新され、報酬も支払われていた。

(3) なお、関電報告書(甲全第579号証)においては、森山氏が何かしらの会社の顧問を務めていたことは明らかにしているが、会社名にはマスキングが施され、被告子会社であることは明らかにされていない。

第2 原発事業の面でも露呈する被告の姿勢

被告側とすれば、受け取った金品の大半の返品を行い、社内調査、記者会見の開催、会長・社長の辞任等によりある程度の禊は済んだと考えているのかもしれない。

しかしながら、今回明らかになった金品受領等の問題は、当該問題だけではなく、被告のコンプライアンス意識、安全対策への関心の低さ、事なかれ主義の企業体質といった被告の根本的な問題点の発露に他ならない。

1 コンプライアンス意識・安全意識の低さ

(1) 金品受領に関する問題は、以下にみるとおり、被告の対応は極めて不自然である。

ア 「恫喝による金品の受領」が不自然であること

被告は、森山氏の恫喝もあって金品等を受け取らないわけにはいかなかったかのように発表するが、森山氏から金品を受け取っていたこと自体がそもそも不自然である。「金品を供与しろ」と恫喝を受けて金品を交付するのであればまだしも、「金品を受け取れ」と恫喝されて金品を受け取ったというのは一般的な感覚からすると極めて理解しがたい状況である。

イ 恫喝への対応が不適切であること

仮に森山氏の恫喝があったとしても、被告側の対応は、不自然極まりない。

関電報告書（甲全第579号証）では、「お前の家にダンプを突っ込ませる」「お前にも娘があるだろう。娘がかわいくないのか？」などと恫喝の文言が並んでいる。しかし、仮にこのような恫喝があったのであれば、脅迫罪にも該当しうるものであって、顧問弁護士や警察を交えて対応を検討することも可能であったはずであるし、むしろ当該対応をとってしかるべきである。

それにもかかわらず、被告は当該対応をすることなく漫然と受領しており、さらには「恫喝を受けたので受け取らざるを得なかった」などと言いつくこと自体が理解しがたい。

ウ 金品受領の動機が不自然であること

被告側は、「原子力事業に影響が出るのではないか」との不安から金品授受を断れなかったなどとする。

しかし、関電報告書（甲全第579号証）の小林弁護士所感にも指摘があるように、森山氏の影響力等は年月の経過とともに薄れていたのであって、森山氏が暴露できるような当時の裏事情があったとしてもその露見の影響は限定的であろうことは容易に推測できたはずである。すなわち、被告が金銭を受け取った動機・理由が不自然極まりないのである。

それのみならず、被告は、自分たちがあくまで被害者であるようにふるまっているが、その言い訳がまかり通ると考えていること自体が、非常識であると言わざるを得ない。

なお、関電報告書（甲全第579号証）には、「発電所立地当時の書類は、今でも自宅に残っており、これを世間に明らかにしたら、大変なことになる。」と脅された旨の記載がある。この文言が「脅し」になるということは、発電所立地当時の被告と森山氏とのやりとりについて違法・不当な点があったことを、被告側が認識していたことになることを申し添える。

- (2) このように、被告が金品を受け取った経緯・動機等は、極めて不自然であって、被告自身が、金品受領が不適切であることを認識していた。すなわち、関電報告書（甲全第579号証）では、①森山氏から恫喝を受けて金品受領要求を断れなかった、②金品についてはタイミングを見計らって返していたなどとしており、被告自身が金品を受け取ってはいけないとの認識を持っていたことを認めている。

そうすると、被告は、金品受領が不適切、すなわちコンプライアンス違反であることを認識していたにもかかわらず、恫喝されたからなどという不自然かつ不適切な理由で、長年にわたり極めて高額な金品を受領し続けていたのである。このような被告の対応は、コンプライアンス遵守からはほど遠いものであることは、言を俟たない。

- (3) ところで、原発事業は、東日本大震災等でも明らかになったとおり、ひとたび事故が起これば極めて悲惨かつ重大な結果を招くことは明らかである。そのような事業に求められるコンプライアンス遵守も、当然、極めて高度かつ重要なものになることは明らかである。

不適切な金品の受領など、企業コンプライアンスとして基本中の基本であることは言を俟たない。そのような極めて基本的なコンプライアンスす

ら遵守できない被告が、原発事業において求められる極めて高度かつ重要なコンプライアンスを遵守できるとは到底考えられない。

たとえば、原発の設置管理に置き換えれば、もし原発関連事業について吉田開発による不適切な工事があったとする。しかし、吉田開発は被告を恫喝していたという森山氏に関連する会社である以上、被告が適切な指摘をして改善を求めることができないであろうことは、想像に難くないのである。

このようなコンプライアンス意識の低い被告が、原発事業を行うこと自体、決して許されるべきではない。

2 問題に組織的対応ができない企業体制

- (1) 被告は、森山氏から受け取った金品については返還をするつもりで「保管」していたなどと主張している。

これは、以下のとおり被告が組織的対応をできていなかったことの露呈に他ならない。

ア 記録不存在

森山氏から金品を受け取った20人のうち、ほとんどの者が日付や金品の具体的な内容を記録していなかった。被告側も「組織として記録を残すよう指示していなかった」と説明している。高額な金品、しかも被告によれば返還予定であった金品について、受領日や受領内容の記録を残していないなど、通常考えられない。

イ 管理不十分

被告側20人が受領していた金品は、現金・商品券・米ドルは数十万円から数千万円、さらに金貨に金杯、1着50万円もするスーツ仕立券付スーツ生地、受領していた金品の総額は、3億円1845万円相当であり、その内容・金額からみて、個人で管理できる範疇を超えているといわざるをえない。

しかしながら、森山氏からの金品の管理は会社ではなく個人に委ねられていたほか、返還時期についてもタイミングを見計らって返すよう一部の幹部の間で引き継がれていたのみであったという。被告側の組織としてではなく個人で管理するような体制につき、適切であったと評価する余地など皆無である。

- (2) このように、被告は、森山氏という「個人」からの「金品授受」といったある意味で極めてシンプルな問題にすら、組織的に対応できていないといわざるをえない。そのような被告が、自らの事業についても適切な組織体制を編成し、取り組むことができているのか極めて疑問である。

特に、原発事業は、先に述べたとおり、原発それ自体が極めて深刻な問題を内在しており、極めて高度な安全対策を求められるものである。このような事業に対して、組織的対応が十分にできない被告が、適切な組織体制を編成できるとは到底考えられない。

実際、被告は、原発の再稼働に向けた調査等について、十分に対応できておらず、不自然な調査結果などに依拠していることは、本訴訟で原告が明らかにしてきたとおりである。

3 問題を矮小化する姿勢

- (1) 被告には以下のとおり、問題を矮小化する傾向がみられる。これは、極めて問題であるといわざるをえない。

- (2) 「儀礼の範囲内」という言い訳

八木誠会長は、記者会見で、「スーツの値段がよくわからず、儀礼の範囲内だと思った」と弁明の言葉を述べている。しかしながら、スーツ仕立券付スーツ生地は、1着50万円もするものであって、「儀礼の範囲内」というには受領額はあまりに高額である。そもそも「スーツの値段がよくわからない」などという発言それ自体が俄に信じがたい。

その点は置くとしても、1着50万円相当のスーツ仕立券を「儀礼の範囲内」だと判断する感覚は理解しがたい。仮に、本当に「儀礼の範囲内」と考えていたのであれば、一般常識と懸け離れている。また、「儀礼の範囲内」を超えるのではないかと疑いを持ちつつ、「儀礼の範囲内」だったということにしてスーツ仕立券を受け取っていたとすれば、森山氏から金品を受け取るという問題を矮小化していることに他ならない。被告のトップである会長の意識は、そのまま被告の体質の現れであるといわざるをえない。

- (3) 自己弁護的な調査報告書

被告は、社外委員を含めて調査報告書を作成したが、実際にはその内容は、極めて自己弁護的である。ここからも、被告が問題を矮小化する傾向

があることは見て取れる。

ア 正当化する理由が明らかでない報告書

例えば、森山氏への情報提供については、「森山氏は立地地域の有力者であり、立地地域への影響力が大きかったことから、会社の方針として、森山氏の理解を得るために適宜情報提供を行うこととしていた」「その方針に基づく森山氏への情報提供行為自体は問題ない」という。

これは被告の定めた会社方針に従っていれば問題ないというものに他ならず、何らの説得力もなければ、そもそも「立地地域の有力者」「影響力の大きい者」に「情報を提供する」という方針の正当性の説明にすらなっていない。また、森山氏に対する情報提供が、他の情報提供先に比べて詳細な情報が提供されている点も「地域コミュニケーションの性格上、なお逸脱とまで言えない」としている。他の情報提供先よりも詳細な情報を森山氏に提供していたということは、結局は森山氏を特別扱いして、特別な情報を与えていたということに他ならない。それにもかかわらず、関電報告書（甲全第579号証）では、森山氏を特別扱えることがなぜ地域コミュニケーションの性格上許されるのかといった点について、詳細な理由は説明されていない。このような調査・報告は、身内に甘いと言わざるを得ない。

イ 被告擁護の所感

関電報告書（甲全第579号証）には、調査を担当した小林弁護士の所感が付されているが、そこには被告を擁護する文言が並んでいる。

たとえば、小林弁護士は、「不本意な形ではあっても誠実な対応を続けた挙げ句、税務当局との関係でも多額の出捐を余儀なくされた担当者らの境遇には、むしろ同情さえ禁じ得ない」などとする。しかし、金品受領者は、受領当時、既に社長や原子力事業本部本部長など会社の重要ポストについていた者も多い。そうすると、会社を挙げて森山氏への組織的対応を検討すべきであったし、十分可能であったにもかかわらず、被告側は当該行為を怠っている。当然なすべきこともせず、「誠実な対応」などを評価すること自体問題であるし、「同情」の余地などない。

ウ 調査範囲が極めて狭いこと

また、報告書の対象としている調査範囲も狭い。期間については、7

年分のみが対象にされているが、報道によると、1990年代から森山氏との金品受領の関係が継続していたと指摘されている。さらに、調査時、まだ存命であった森山氏からは聞き取り調査を行っておらず、吉田開発からも事情を聞けなかったという。

すなわち、被告は、限られた期間について、かつ一方当事者である自らの言い分のみを調査・報告しているのである。この点を記者会見で指摘されると、先の小林弁護士は、「思いが至らなかった」などと説明した。

このような調査・報告が不適切であることは言を俟たない。調査範囲・対象を狭く限定し、調査・公表された事項が限られていることも、事件を矮小化しようとする被告の姿勢の表れである。

エ 歪かつ不自然な説明

関電報告書（甲全第579号証）では、受け取った金品は、そのまま返すことができなかったために、「換金」して森山氏の退任時のお礼や手土産等を名目として他の商品で「返却」していた例も多く見られたとしている。

しかしながら、当該行為は「返却」などとはいわない。すなわち、受け取った金品をそのまま返さずにほかの商品を渡してしまえば、それは「返却」ではなく、折に触れてお祝いの品を送り合う個人的なお付き合いがあったことを示しているに過ぎないのである。それにもかかわらず、受け取った金品の「返却」と説明することも自己弁護的で、問題を矮小化しようとしているようにしか見えない。

- (4) このように、被告は、金品受領問題においても、自己弁護的に物事を見て、事件を矮小化しようとしている。

被告の姿勢が原発事業においても同様であることは、原告が今までの準備書面でも指摘しているところである。地震対策にしる、火山灰対策にしる、あらゆる面において、客観的事実を軽視し、自分に都合の良い言説に依拠し、安全性の問題を矮小化しようとしている。このような対応が、原発という高度の安全性が求められる事業において、不適切極まりないことは言を俟たない。

- 4 問題を先延ばして後手の対応をしていること

(1) 返還時期が極めて遅いこと

報道によれば、吉田開発に対し、金沢国税局が税務調査を始めるや否や被告側が森山氏から受け取った金品のうち約1億6000万円相当をまとめて返還していたことが明らかになっている。

金沢国税局は平成30年1月、吉田開発に対し、裁判所の令状に基づく強制調査（査察）に着手した。これにより、架空外注費を計上することで裏金を捻出し、原発関連工事の受注に絡んで世話になっていた森山氏に約3億円を提供していたことが判明したのである。この数か月後、森山氏の自宅を調べると、多数の金品が見つかったが、これは平成30年2月に、豊松元副社長が自身や八木誠会長ら計6人分を一括して返還したものであった。それぞれに被告役員らの氏名と「確かに返しました」との趣旨を記した文書が添えられていたのである。

(2) 金品の受領は相当以前から行われており、当然、返還の機会もあったと思われる。それにもかかわらず、返還を実施せず、国税局の税務調査が入るや否や返還するなどという姿勢は、遅きに失しているといわざるをえない。

この点につき、八木誠会長は、記者会見で、税務調査開始後のタイミングでまとめて返還したことについて「相手が受け取ってもらえる環境になった」と説明している。税務調査が被告役員らに及べば問題を指摘される恐れがあり、なるべく早期に返還しようとした可能性があるとも指摘されているし、そう考えるのが自然である。

(3) さらに、金品受領問題においては、令和元年10月2日の記者会見で、会長・社長の辞任は否定していたにもかかわらず、政府や株主の批判が強まると、同月9日、会長と社長が辞任することを発表した。このような対応も、遅きに失していると言わざるをえない。

(4) いずれにせよ、被告は、長期間にわたり返還もせず、適切な対応もせず問題を放置・隠蔽しておきながら、問題発覚の恐れが生じてから慌てて軌道修正を図っているのであって、このような対応が問題であることは明らかである。

そして、このような被告の姿勢は、火山灰対策などにも表れている。被告は、原子力規制委員会からDNP噴火の規模の評価の修正を迫られると、

DNP規模の噴火の可能性は十分低いと変説したことはすでに指摘した通りである。結局、被告は、何かにつけて、ぎりぎりまで問題を先延ばしして、本格的に問題になって初めて後手の対応をとるのみなのである。また、被告の対応の遅れは、特定重大事故等対処施設（特重施設）の完成の遅れにも如実に表れている。

このような被告の姿勢が、原発という高度の安全性が求められる事業において、極めて問題であることは言を俟たない。

5 指摘を無視する姿勢

被告の監査役が平成31年度の株主総会前に金品受領問題について把握し、経営陣の対応に疑問を投げかけていたことも明らかとなっている。

株主総会直前に複数の監査役が金品受領のうわさを聞き付け、担当者を問いただし、役員らが森山氏から金品を受領していたことを把握していた。それにもかかわらず、岩根茂樹社長らは、報道があるまで公表も取締役会への報告もしなかった。監査役の指摘をいわば握りつぶす形となったのである。

被告は、これまで、原発設置に関し、訴訟の相手方や原子力規制委員会から様々な点で問題を指摘されてきた。しかし、それについても、自身に都合の良い情報や見解を述べるのみで、問題を直視しようという姿勢がまるでない。監査役の指摘すら握りつぶして対応をしない被告が、他者からの指摘に真摯に耳を傾けて適切な対応をしていないことは容易に想像できる。

第3 まとめ

金品授受問題からも見えるとおり、被告の企業体質には極めて重大な問題があることは明らかである。それゆれに原発の設置、再稼働についても、不手際等の問題があるのではないかと疑わざるを得ない。

金品受領問題の根底には、事故はまず起こらないであろうという神話にとられて、自己の利益を最優先し、原発再稼働ありきで強引に話を進める一方、都合の悪いことは後回しにするという被告の企業体質がある。

東京電力株式会社の福島原発事故は、新潟地震の際に現れた問題を真摯に受け止めず、安全対策を見直さない姿勢が招いた事故でもあった。被告が今回の金品受領問題に表れたような姿勢を改めず、このまま原発事業を続けていけば、第2のフクシマ事故を起こす可能性が十分ある。被告は速やかに原

発の運転を停止すべきである。

以上

【別表 1】

氏名 肩書	現金 (円)	商品券 (円)	その他の主な金品	金額換算 合計(円)	証拠 (甲全)
八木 誠 会 長	—	30 万	金貨 63 枚 金杯 7セット スーツ券 2 着分	859 万	579 580-1,2
岩根 茂樹 社 長	—	—	金貨 10 枚	150 万	579 580-1,2
豊松 秀己 原子力事業本部長	4100 万	2300 万	7 万米ドル 小判 1 枚 金貨 189 枚 スーツ券 20 着分	1 億 1057 万	579 580-1,2
森中 郁雄 原子力事業本部長代理	2060 万	700 万	4 万米ドル 金貨 4 枚 スーツ券 16 着分	4060 万	579 580-1,2
鈴木 聡 原子力事業本部副本部長	7831 万	1950 万	3 万 5000 米ドル 金貨 83 枚 小判 2 枚 金 500g スーツ券 14 着分	1 億 2367 万	579 580-1,2
大塚 茂樹 同 上	200 万	210 万	1 万米ドル スーツ券 4 着分	720 万	579 580-1,2
白井 良平 関電エネルギーソリューション社長	200 万	150 万	金貨 16 枚 スーツ券 4 着分	790 万	579 580-1,2
勝山 佳明 関電プラント常務取締役	—	2 万	—	2 万	579
右城 望 地域共生本部長	100 万	340 万	スーツ券 5 着分	690 万	579 580-1,2
善家 保雄 原子力事業本部副本部長	—	30 万	—	30 万	579
長谷 泰行 日本原燃常務執行役員	—	80 万	スーツ券 3 着分	230 万	579 580-1,2
宮田 賢司 高浜発電所長	—	40 万	—	40 万	579
非公表 原子力事業本部総務担当部長 (受領当時)	—	150 万	スーツ券 5 着分	400 万	579 580-1,2
非公表 (同上)	—	85 万	—	85 万	579
非公表 (同上)	—	30 万	—	30 万	579
非公表 高浜発電所副所長(受領当時)	—	—	スーツ券 1 着分	50 万	579 580-1,2
非公表 (同上)	—	20 万	—	20 万	579
非公表 京都支社副支社長(受領当時)	10 万	115 万	—	125 万	579 580-1,2
非公表 (同上)	65 万 (現金又は商品券)		スーツ券 1 着分	115 万	579 580-1,2
非公表 (同上)	—	25 万	—	25 万	579 580-1,2

【別表 2】

直接発注		間接発注	
2013年度	4000万円	2013年度	—
2014年度	5000万円	2014年度	6億5000万円
2015年度	1億円	2015年度	8億4000万円
2016年度	1億5000万円	2016年度	10億8000万円
2017年度	1億5000万円	2017年度	21億円
2018年度	2億5000万円	2018年度	10億6000万円
【小計】	7億4000万円	【小計】	57億3000万円
【総合計】 64億7000万円			

直接発注：原子力事業本部などが直接、吉田開発へ発注したもの

間接発注：ゼネコンなどの元請けを通じて、吉田開発へ発注したもの

【別図 1】

